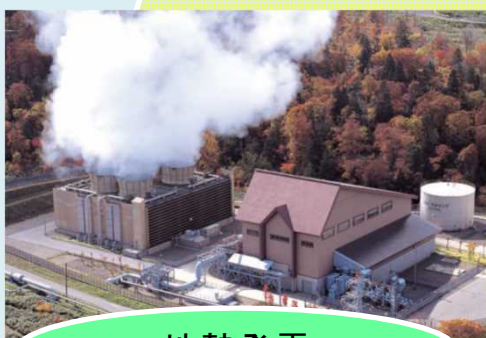


# 地域の活力向上と持続的 発展に向けて

農山漁村再生可能エネルギー法を  
活用してみませんか



風力発電



地熱発電

再生可能  
エネルギー



バイオマス発電



小水力発電



太陽光発電

農林水産省  
北海道農政事務所

# 再エネ発電の取組を農山漁村の 活性化につなげませんか



農山漁村に存在する土地、水、バイオマス等の資源を活用した発電が進んでいますが、その利益を地域に還元させ、地域の活力の向上及び持続的発展に結び付けることが重要な課題となっています。

また、農山漁村において、無秩序な再エネ発電設備の整備が進めば、農林漁業への悪影響や地域住民への不安が生じ、農山漁村の活性化につながらないおそれがあります。

このため、農山漁村再生可能エネルギー法の活用により、再生利用が困難な荒廃農地等に再エネ発電設備を誘導するとともに、再エネ発電の利益を活用し、農山漁村の健全な発展に資する取組を促進していく必要があります。

北海道農政事務所では、このような農林漁業の健全な発展と調和した再エネ発電の取組を促進していくためのツールの一つとして、農山漁村再生可能エネルギー法の活用を促進しており、農山漁村再生可能エネルギー法に関する情報提供や助言を行っていますので、是非御相談ください。

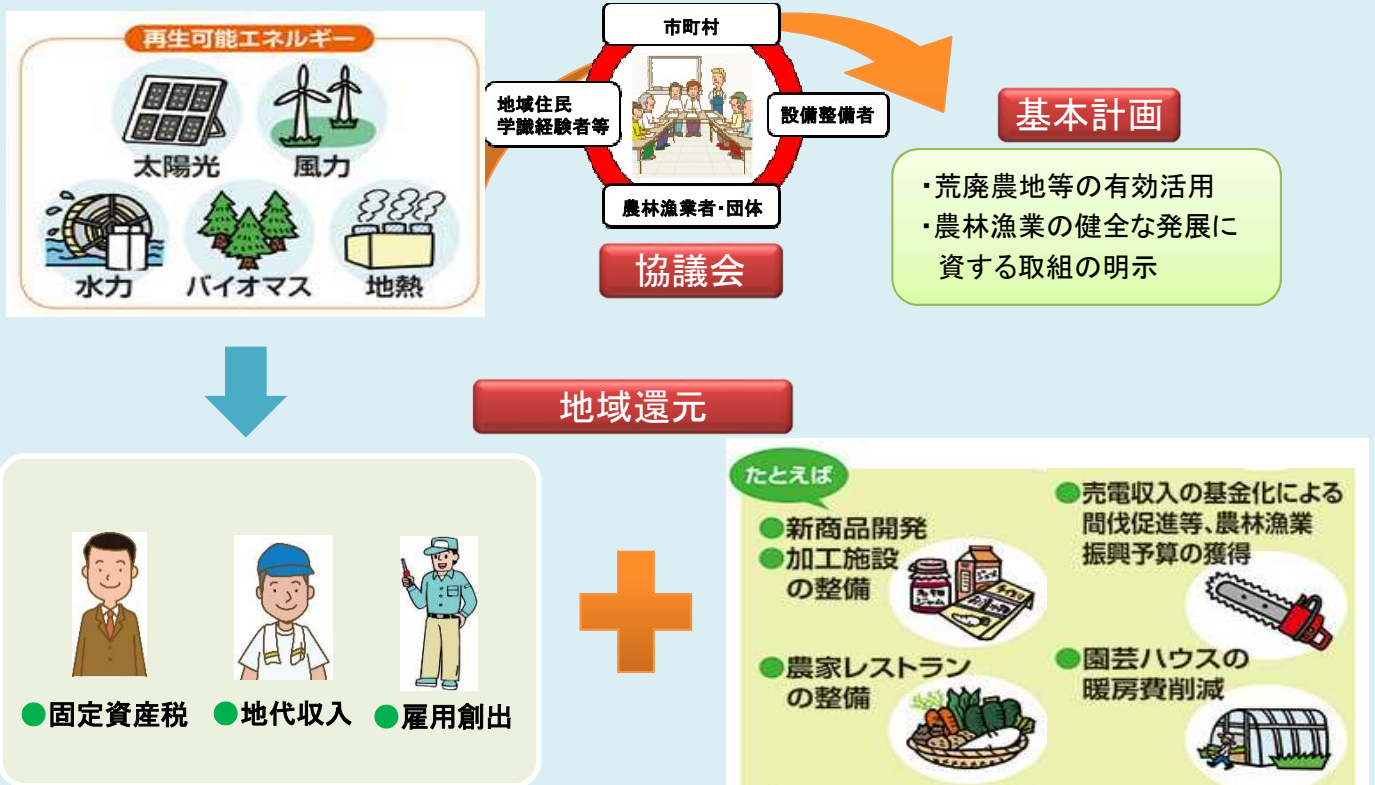
# 法活用のメリット

## 地域の思い・意見を反映できます

- 協議会を活用することで、地域の合意形成が図られ、再エネ導入を円滑に進めることができます。
- 基本計画を作成することで、再エネ設備の設置場所を再生困難な荒廃農地等に誘導することができます。

## 再エネ発電の利益を地域に還元できます

- 地域外の事業者が再エネ発電に取り組む場合も含め、売電収入の一部を活用して産業振興や定住化、雇用や財産の確保など農山漁村の発展に寄与することができます。



### 〈道内市町村における再エネ事業推進状況〉

道内では、市町村が独自の条例や計画などにより発電施設の設置を進めてきた地域が多く見られます。また、これから再生可能エネルギーを活用した検討を進める市町村も多く、地域の課題解決手段の1ツールとして再生可能エネルギーの活用に期待する声が多くあります※。なお、平成31年3月末までに道内で農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画を作成した自治体は3町、今後、他の自治体への波及が期待されます。 ※「農山漁村再生可能エネルギー法の活用に関するアンケート」(平成28年12月実施)

おしえて

## 市町村等の役割や基本計画の作成に当たっての疑問点などを解説した資料はありますか？

農山漁村再生可能エネルギー法の内容について関係者の皆様に分かりやすくお示すため、「農山漁村再生可能エネルギー法Q&A」を作成していますので、検討の参考にしてください。

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/attach/pdf/houritu-2.pdf>

## この法律を活用した取組事例はありますか？

農林水産省では、基本計画を作成した市町村の取組のポイントを取りまとめた、「基本計画作成の先行事例」を公表していますので、ご覧ください。

[http://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/kihon\\_keikaku.html](http://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/kihon_keikaku.html)

## 基本計画ってどうやって作成するの？

市町村のご担当者、設備整備者、農林漁業者を始めとする地域の関係者の方々の参考となるよう「農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画の作成等の手引き」を提供しています。分かりやすく解説していますので参考にしてください。

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/attach/pdf/houritu-1.pdf>

このほか、農山漁村再生可能エネルギー法に関して詳しい説明をご希望の場合は、北海道農政事務所 生産経営産業部 事業支援課 再エネ担当までご連絡ください。

電話：011-330-8810（課直通）

E-mail：baiomasu\_810117@maff.go.jp

※平成31年1月27日からアドレスが変わっております。

平成31年4月